

コロナウイルスの感染拡大防止に伴う 施設の一部利用制限等について

施設の混雑緩和の為、下記のとおり利用制限を実施いたします。

利用制限の解除につきましては、今後の状況等を踏まえて判断いたしますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、制限の解除が決定次第、随時、市ホームページ及び施設の掲示等によりお知らせいたします。

○トワイライト・パス：当面の間、販売休止

○施設の利用制限

- プール採暖室、無料区画（ロビー等で机、椅子が設置されている場所）、幼児体育室、休憩棟内浴室：当面の間、利用休止とします。
- 温水プール・トレーニング室：入場人数の制限をする場合があります。
- トレーニング室：90分を目安としてご利用くださるようお願いいたします。
- 屋内施設：競技場の貸出を一部制限します。

令和2年7月28日 仙台市